

様式 2

不利益処分に係る処分基準

|                  |                      |   |
|------------------|----------------------|---|
| 処 分 の 名 称        |                      | 違反者に対する措置命令   |
| 根拠条例・規則名         |                      | さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例  |
| 条 項              |                      | 第 1 5 条   |
| 所 管 部 課          |                      | 都市局 都市計画部 自転車まちづくり推進課 (電話:048-829-1399)   |
| 処<br>分<br>基<br>準 | 基 準<br>(未設定の場合はその理由) | 第 1 5 条<br>市長は、第 3 条から第 7 条まで、第 9 条又は第 1 3 条の規定に違反した者に対して、相当の期限を定めて、駐車施設の附置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を命じることができる。 |
|                  | 設定等年月日               | 平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 2 1 年 4 月 1 日最終改正   |
| 備 考              |                      |   |